



県章

三重県公報

平成13年3月30日(金)

号外

目次

規則

- 三重県公印規則の一部を改正する規則……………(政策評価推進課) 1
- 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則……………(同) 5
- 委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) 6
- 三重県行政組織規則の一部を改正する規則……………(同) 6
- 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(出納局) 22

人事委規則

- 三重県人事委員会規則7-4(職員の特殊勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則……………(人事委員会) 22
- 三重県人事委員会規則7-12(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) 22
- 三重県人事委員会規則12-4(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(同) 23

告示

- 三重県農業技術センター産卵能力検定規定等の一部を改正する告示……………(科学技術振興センター) 24
- 食品衛生法の規定による検査施設を指定の一部改正……………(業務食品課) 25

人事委告示

- 労働基準法による適用事業所分類表の決定の一部改正……………(人事委員会) 25

訓令

- その他職員の職名に関する規程の一部を改正する訓令……………(政策評価推進課) 26
- 三重県文書規程の一部を改正する訓令……………(同) 26
- 三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令……………(職員課) 26

規則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北川正恭

三重県規則第四十九号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則(昭和三十三年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「(出納局総務課(出納監)、東京事務所、大阪事務所、県税事務所及び自動車税事務所の出納員に限る。)」を削る。

別表出納長印の項、出納長職務代理者印の項、部長印の項、部長職務代理者印の項及び副出納長印の項保管する課及び地域機関等の欄中「出納局総務課」を「出納局出納総務課」に改め、同表課長印の項保管する課及び地域機関等の欄中「各課室」を「各課」に改め、同項中

方 二三	方 二三
三重県出納局 総務課出納監 職務代表者印 ()	三重県県土整備 部道路整備課紀 勢道調整監印
てん書	てん書
木	木
公文書用	公文書用
出納局総務課 北勢県民局管内所管 (一) 津地方県民局管内所管 (二) 松阪地方県民局管内所 管(三) 南勢志摩県民局管内所 管(四) 伊賀県民局管内所管 (五) 紀北県民局管内所管 (六) 紀南県民局管内所管 (七)	県土整備部道路整備課 高速道推進室(尾鷲市 駐在)

を

方 二三
三重県県土整備 部道路整備課紀 勢道調整監印
てん書
木
公文書用
県土整備部道路整備課 高速道推進室(尾鷲市 駐在)

に改め、

同表課長職務代理者印の項保管する課及び地域機関等の欄中「各課室」を「各課」に改め、同項中

方 二三	方 二三
三重県出納局 総務課出納監 職務代表者印 ()	三重県県土整備 部道路整備課紀 勢道調整監職務 代理者印
てん書	てん書
木	木
公文書用	公文書用
出納局総務課 北勢県民局管内所管 (一) 津地方県民局管内所管 (二) 松阪地方県民局管内所 管(三) 南勢志摩県民局管内所 管(四) 伊賀県民局管内所管 (五) 紀北県民局管内所管 (六) 紀南県民局管内所管 (七)	県土整備部道路整備課 高速道推進室(尾鷲市 駐在)

を

方 一 三	三重県県土整備 部道路整備課紀 勢道調整監職務 代表者印	てん書	木 公 文 書 用	県土整備部道路整備課 高速道推進室(尾鷲市に改め、 駐在)
-------------	---------------------------------------	-----	-----------------------	-------------------------------------

同表地域機関印の項保管する課及び地域機関等の欄中

津保健所久居支所
伊勢保健所志摩支所

を

伊勢保健所志摩支所

に改め、

同表地域機関の長の印の項保管する課及び地域機関等の欄中

北勢県民局生活環境部
桑名市駐在(二)
鈴鹿市駐在(三)
北勢県民局四日市保健
福祉部
北勢児童相談所(二)
津地方県民局保健福祉
部
久居支所(二)
中央児童相談所(二)
南勢志摩県民局保健福
祉部
志摩支所(二)
南勢志摩県民局農林水
産商工部
(阿児町駐在)(二)
科学技術振興センター
工業技術総合研究所
金属センター(二)
窯業センター(三)
窯業センター伊賀分
場(三の2)
科学技術振興センター
工業技術総合研究所窯
業センター
伊賀分場(二)
津保健所
久居支所(二)
伊勢保健所
志摩支所(二)
四日市鈴鹿地域農業改
良普及センター
鈴鹿支所(二)
中央家畜保健衛生所
伊賀支所(二)

を

北勢県民局生活環境部
桑名市駐在(二)
鈴鹿市駐在(三)
北勢県民局四日市保健
福祉部
北勢児童相談所(二)
津地方県民局保健福祉
部
中央児童相談所(二)
南勢志摩県民局保健福
祉部
志摩支所(二)
南勢志摩県民局農林水
産商工部
(阿児町駐在)(二)
科学技術振興センター
総合研究企画部
保健環境研究部
工業研究部
工業研究部金属研究
室(二)
工業研究部窯業研究
室(三)
工業研究部窯業研究
室伊賀分室(三の2)
農業研究部
畜産研究部
林業研究部
水産研究部
伊勢保健所
志摩支所(二)
四日市鈴鹿地域農業改
良普及センター
鈴鹿支所(二)
中央家畜保健衛生所
伊賀支所(二)

に改め、

同表出納員印の項中

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 〔 地域機関 名 〕 出納員印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 三重県出納局 総務課出納員 印 () </div>
てん書	てん書
木	木
出納事務用	出納事務用
東京事務所 大阪事務所 県税事務所 自動車税事務所	出納局総務課 北勢県民局管内所管 (一) 津地方県民局管内所管 (二) 松阪地方県民局管内所管 (三) 南勢志摩県民局管内所管 (四) 伊賀県民局管内所管 (五) 紀北県民局管内所管 (六) 紀南県民局管内所管 (七)

を

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (地域機関名) 出納員印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 三重県((部名又は局名)及び(課名又は室名)) 出納員印 </div>
てん書	てん書
木	木
出納事務用	出納事務用
関係地域機関	各課

に改め、

同表会計員印の項中

方二
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (地域機関名) 会計員印 収入用 (二) </div>
てん書
木
出納事務用
北勢県民局企画調整部 (鈴鹿市駐在) 北勢県民局四日市保健福祉部 北勢児童相談所 津地方県民局保健福祉部 中央児童相談所 北勢県民局生活環境部 (鈴鹿市駐在) 伊勢県税事務所 (阿児町駐在)

を

総務局税務政策課

方 二	三重県((部名 又は局名)及び (課名又は室 名))会計員印 収入用	てん書	木	出納事務用	各課室
方 二	(地域機関名) 会計員印 収入用 (二)	てん書	木	出納事務用	北勢県民局四日市保健 福祉部(児童グループ) 北勢県民局生活環境部 (桑名環境グループ) 津地方県民局保健福祉 部(児童グループ) 南勢志摩県民局保健福 祉部(志摩衛生指導グ ループ) 科学技術振興センター 工業研究部(金属研 究室) 農業研究部(茶業研 究室)
方 二	(地域機関名) 会計員印 収入用 (三)	てん書	木	出納事務用	北勢県民局生活環境部 (鈴鹿環境グループ) 科学技術振興センター 工業研究部(窯業研 究室) 科学技術振興センター 農業研究部(伊賀農業 研究室) 科学技術振興センター 水産研究部(尾鷲水産 研究室)
方 二	(地域機関名) 会計員印 収入用 (三の2)	てん書	木	出納事務用	科学技術振興センター 工業研究部(窯業研 究室伊賀分室) 科学技術振興センター 農業研究部(紀南果樹 研究室)
方 二	三重県((部名 又は局名)及び (課名又は室 名))会計員印 収入用	てん書	木	出納事務用	各課

に改める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第五十号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十二年三重県規則第四号）を次のように改正する。

第一条の表本庁の項中「発電計画調整監」及び「機電設備管理監」を削り、同表事業所の項中「部次長」及び「センター次長」を削る。

第二条の表県立病院課の項中「医務調整監」を「医務調整監 看護調整監」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第五十一号

委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

委員会等の職員に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一「教育長の項第一号中「及び三重県物品調達規則（昭和五十年三重県規則第十一号）第二条の規定により集中調達をする物品（以下「集中調達物品」という。）」を削り、同表人事委員会事務局長、監査委員事務局長及び地方労働委員会事務局長の項中「（集中調達物品に係るものを除く。）」を削る。

別表第二「教育委員会事務局福利課長の項中「福利課長」を「教職員課福利室長」に改め、同表警察本部長の項第五号を次のように改める。

五 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）第二条第一項に基づき知事が行うこととされる事務のうち、警察所管事業に関すること。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第五十二号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「課、係等の設置」を「課等の設置」に、「生活部各課の分掌事務」を「生活部各課及びび室の分掌事務」に、「第二目 科学技術振興センター」を「第二目 科学技術振興センター総合研究企画部」に、「科学技術振興センター保健環境研究所（第七十八条）」を「科学技術振興センター保健環境研究所（第七十八条―第八十条）」に、「第四目 削除」を「第四目 科学技術振興センター工業研究部（第八十一条―第八十三条）」に、「科学技術振興センター工業技術総合研究所（第八十一条―第八十三条）」を「科学技術振興センター農業研究部（第八十四条―第八十六条）」に、「科学技術振興センター農業技術センター（第八十四条―第九十五条）」を「科学技術振興センター畜産研究部（第八十七条―第九十六条）」に、「科学技術振興センター林業技術センター（第九十六条―第九十七条）」を「科学技術振興センター林業研究部（第九十七条）」に、「科学技術振興センター水産技術センター」を「科学技術振興センター水産研究部」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政策評価推進課に政策法務室を置く。

第六条を次のように改める。

（生活部の分課の設置）

第六条 生活部に次の各号に掲げる課及びび室を設置する。

- 一 生活課
 - 二 人権室
 - 三 同和室
 - 四 情報公開室
 - 五 男女共同参画室
 - 六 交通安全室
 - 七 私学振興室
 - 八 文化課
 - 九 勤労福祉課
 - 十 雇用支援室
 - 十一 職業能力開発室
 - 十二 青少年育成課
 - 十三 国際室
 - 十四 NPO室
- 第七条第二項中「及び監査・法人支援室」を「監査・法人支援室及び健康危機管理対策室」に改める。
第八条に次の一項を加える。

- 3 廃棄物対策課に循環システム推進室を置く。
第九条第四項を第五項とし、同条第三項中「担い手対策室」を「地産地消推進室及び担い手対策室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 新産業創造課に2005年集客交流推進室を置く。
第十条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 市町村課に地方分権・広域行政推進室を置く。
第十四条中「給与の支払に関する事務」を「会計検査に関する事務」に改める。
第十五条各号を次のように改める。

二 財務会計課

第十六条第一項第七号中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」を「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の施行に
関すること。

第十六条第四項第三号中「統計情報データベースシステムの運用管理」を「統計情報データの提供」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 各種統計分析に関すること。

第十七条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 県費に属する給与の支払事務に関すること。

第十七条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 特定の公益法人等の運営に係る連絡調整に関すること。

第十七条第二項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）の徴収台帳、徴収簿等の整備に関すること。

第十七条第五項第十号中「教育財産」を削る。

第一章第三節第三款を次のように改める。

第三款 生活部各課及び室の分掌事務

（生活部各課及び室の分掌事務）

第十八条 生活課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 部内職員の身分取扱いに関すること。
- 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。

- 三 生活行政の企画及び調整に関すること。
 - 四 部内の広聴及び広報の連絡に関すること。
 - 五 消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の施行に関すること。
 - 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。
 - 七 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の施行に関すること。
 - 八 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）の施行に関すること。
 - 九 訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。
 - 十 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の施行に関すること。
 - 十一 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関すること。
 - 十二 生活部関係の公益法人の許認可及び監督に関すること。
 - 十三 三重県消費生活対策審議会に関すること。
 - 十四 県民生活センターに関すること。
 - 十五 総合文化センターに関すること（教育委員会事務局の所管に属するものを除く。）。
 - 十六 その他部内他課及び室の所管に属しないこと。
- 2 人権室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 人権施策の総合企画及び調整に関すること。
 - 二 三重県人権施策審議会に関すること。
 - 三 人権センターに関すること。
 - 四 その他人権施策の推進に関すること。
 - 3 同和室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 同和対策の総合企画、調整及び推進に関すること。
 - 二 地方改善事業及び福祉対策事業に関すること。
 - 三 三重県同和対策委員会に関すること。
 - 四 その他同和対策に関すること。
 - 4 情報公開室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 情報公開に関すること。
 - 二 個人情報保護の保護対策に関すること。
 - 三 三重県情報公開審査会に関すること。
 - 四 情報提供の推進に関すること。
 - 5 男女共同参画室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の施行に関すること。
 - 二 男女共同参画の総合企画及び調整に関すること。
 - 三 三重県男女共同参画審議会に関すること。
 - 四 その他男女共同参画推進施策の推進に関すること。
 - 6 交通安全室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）の施行に関すること。
 - 二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）の施行に関すること（土砂等の運搬に関する事業の協業化等の促進及び団体の指導に関する事務に限る。）。
 - 三 交通安全対策の総合企画、調整及び推進に関すること。
 - 四 交通災害共済に関すること。
 - 五 モーターボート及びヨットの事故防止に関すること。
 - 六 三重県交通安全対策会議に関すること。
 - 七 その他交通安全対策に関すること。
 - 7 私学振興室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に関すること（私立学校に係るものに限る。）。
 - 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関すること。
 - 三 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関すること。
 - 四 高等教育機関に関すること。
 - 五 三重県私立学校審議会に関すること。

- 六 その他私学振興に関する事。
- 8 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関する事。
 - 二 県民文化の振興に関する事。
 - 三 文化行政の調整に関する事。
 - 四 余暇行政の総合企画及び調整に関する事（他課の所管に属するものを除く）。
 - 五 県史編さんに関する事。
 - 六 三重県文化審議会に関する事。
 - 七 その他文化行政に関する事。
- 9 勤労福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の施行に関する事。
 - 二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関する事。
 - 三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の施行に関する事。
 - 四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の施行に関する事。
 - 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百三十三号）の施行に関する事。
 - 六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の施行に関する事。
 - 七 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の施行に関する事。
 - 八 労働者の文化、共済その他福祉に関する事。
 - 九 勤労青少年の育成及び福祉の増進に関する事。
 - 十 労働教育に関する事。
 - 十一 労働関係施設の運営指導に関する事。
 - 十二 労働情勢の把握に関する事。
 - 十三 労働問題一般についての相談に関する事。
 - 十四 労働経済調査に関する事。
 - 十五 その他労働施策の推進に関する事。
- 10 雇用支援室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）の施行に関する事。
 - 二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の施行に関する事。
 - 三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の施行に関する事。
 - 四 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の施行に関する事。
 - 五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の施行に関する事。
 - 六 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行に関する事。
 - 七 雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）の施行に関する事。
 - 八 その他雇用支援に関する事。
- 11 職業能力開発室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の施行に関する事。
 - 二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の施行に関する事。
 - 三 労働者の技能の習得及び向上に関する事。
 - 四 三重県職業能力開発審議会に関する事。
 - 五 県立津高等技術学校に関する事。
 - 六 その他職業能力開発に関する事。
- 12 青少年育成課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 青少年対策の総合企画及び調整に関する事。
 - 二 県民体力づくり運動普及促進事業に関する事。
 - 三 青少年の健全育成に関する事。
 - 四 青少年の国際交流に関する事。
 - 五 三重県青少年健全育成審議会に関する事。

- 六 その他青少年対策に関すること。
- 13 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関すること。
 - 二 国際化の総合企画及び調整に関すること。
 - 三 国際協力の推進に関すること。
 - 四 国際交流の推進に関すること。
 - 五 地域の国際化に関すること。
 - 六 その他外国（在日外国公館を含む。）との連絡及び交渉に関すること。
- 14 NPO室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。
 - 二 NPOに関すること。
 - 三 ボランティア等の総合調整に関すること。
 - 四 みえ県民交流センターの管理運営に関すること。
 - 第十九条第一項第七号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同項中第二十一号を第二十八号とし、第十八号から第二十号までを七号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。
 - 二十三 三重県結核審査協議会に関すること。
 - 第十九条第一項中第十六号を第二十二号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り下げ、第十二号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。
 - 十七 衛生検査業務及び臨床検査業務に関すること。
 - 第十九条第一項中第十一号を第十六号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
 - 八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百六十四号）の施行に関すること。
 - 九 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関すること。
 - 十 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の施行に関すること。
 - 十一 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の施行に関すること。
 - 十二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の施行に関すること（食中毒等健康危機管理に関する事務に限る。）。
 - 第十九条第三項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十号までを四号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、第十三号から第十六号までを五号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十二号とし、第十九号を第十三号とし、第二十号を第十四号とする。
 - 第十九条第五項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
 - 五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に関すること。
 - 第十九条第七項第十一号中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を削り、「関すること」の下に「他課の所管に属するものを除く。」を加え、同項第十四号中「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。
 - 第二十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二十一号を次のように改める。
 - 二十一 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。
 - 第二十一条第二項第九号及び第十号を次のように改める。
 - 九 観光の振興並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - 十 物産の振興並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - 第二十一条第二項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。
 - 第二十一条第三項第四号中「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十七号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。
 - 十七 地産地消の推進に関すること。

第二十一条第三項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の施行に關すること（米穀の生産調整に關することに限る。）。

第二十一条第四項第一号中「平成六年法律第百十三号」を削り、「關すること」の下に「農林水産経営企画課の所管に屬するものを除く。」を加え、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「昭和十二年法律第百十五号」を「平成十年法律第八十三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十四号中「農業生産体制強化総合推進対策」を「農業生産総合対策」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第三十五号中「農畜産物の」の下に「生産振興、」を加え、同号を同項第三十四号とし、同項第三十六号を第三十五号とし、同項第三十七号中「畜産再編総合対策」を「畜産振興総合対策」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十八号を第三十七号とし、第三十九号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十四号中「の生産振興及び消費流通」を削り、同号を同項第四十三号とする。

第二十一条第五項第四号及び第五号中「構造改善局」を「農村振興局」に改め、同項第九号中「農業構造改善事業」を「経営構造対策事業」に改め、同項第十二号中「構造改善局」を「農村振興局」に改める。

第二十一条第七項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号中「昭和」を「明治」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号の前に次の一号を加える。

十二 漁業に係る指導監督通信に關すること。

第二十一条第八項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える。

九 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の施行に關すること。

第二十一条第九項第七号中「優良田園住宅の建設に關する法律」を「優良田園住宅の建設の促進に關する法律」に改める。

第二十一条第十一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第十二項第二号を削り、同項第三号中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）」を「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第六号とし、第十二号から第四十三号までを五号ずつ繰り上げる。

第二十二条第二項第十号中「地方公営企業法」の下に「昭和二十七年法律第二百九十二号」を加え、同項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。
十七 地方分権の推進に關すること。

第二十二条第二項中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 市町村の合併の特例に關する法律（昭和四十年法律第六号）の施行に關すること。

第二十二条第六項第三号中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に關する法律」に改め、同項第十二号中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に改める。

第二十三条第二項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「生産・調達・運用支援総合情報システム（CALS）」を「公共事業支援統合情報システム（建設CALS／E）」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 公共工事情報システムの開発及び運用に關すること。

第二十三条第二項第六号中「公共工事総合情報システムの開発及び運用」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に關すること（他課の所管に屬するものを除く。）。

第二十三条第六項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關する法律（平成十二年法律第五十七号）の施行に關すること。

第二十三条第七項第二号中「一般海域及び国土交通省所管の海岸保全地域」を「及び一般海域並びに国土交

通省所管の海岸保全地域及び一般公共海岸区域」に改め、同条第八項第九号中「条例」の下に「昭和四十七年三重県条例第四十一号」を加え、同条第十項第十四号中「住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）」を「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）」に改め、同項第十八号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（出納局各課の分掌事務）

第二十四条 出納総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 局内職員の身分取扱いに関する事。
 - 二 局内の予算、経理及び決算に関する事。
 - 三 局内の広聴及び広報の連絡に関する事。
 - 四 証紙（県税に係る証紙を除く。）に関する事。
 - 五 収入及び支出の出納に関する事。
 - 六 小切手の振出しに関する事。
 - 七 歳計現金の管理運用及び基金の運用に関する事。
 - 八 決算の調製及び報告に関する事。
 - 九 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する事。
 - 十 国費に関する支出負担行為の確認及び支出に関する事。
 - 十一 国の債権管理及び歳入徴収に関する事。
 - 十二 グリーン購入の推進に関する事。
 - 十三 物件関係指名競争入札参加資格者の登録に関する事。
 - 十四 三重県物品調達規則（平成十三年三重県規則第四十一号）の施行に関する事。
 - 十五 県有自動車の管理の総括に関する事。
 - 十六 その他局内他課の所管に属しないこと。
- 2 財務会計課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 会計検査及び会計事務の指導に関する事。
 - 二 出納員及び会計員の賠償責任の審査に関する事。
 - 三 三重県政府調達苦情検討委員会に関する事。
 - 四 財務会計電算システムの運用並びに保守管理及び開発に関する事。
 - 五 三重県会計規則（昭和三十九年三重県規則第十五号）の施行に関する事。
- 第二十五条第一項の表部長（局長を含む。）の項中「局長を含む。」及び「局を含む。」を削り、同項の次に次のように加える。

局長	局	知事の命を受けて局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
----	---	-------------------------------

第二十五条第一項の表次長の項組織の欄中「部」の下に「又は局」を加え、同項職務の欄中「部」の下に「若しくは局」を、「部長」の下に「又は局長」を加え、同表課長（室長を含む。）の項中「室長を含む。」及び「（室を含む）」を削り、同項の次に次のように加える。

室長	室	上司の命を受けて室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
----	---	-------------------------------

第二十五条第一項の表課長補佐の項の次に次のように加える。

室長補佐	室	あらかじめ定められた事務について室長を補佐して、部下職員を指揮監督し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
------	---	---

第二十五条第四項の表理事の項、審議監の項、技監の項及び参事の項中「部」の下に「又は局」を加え、同表副参事の項中「課」の下に「又は室」を加え、同表企画員の項中「部」の下に「又は局」を加え、同表主幹の項中「課」の下に「又は室」を加え、同表主査の項中「係」を「室」に改め、同表中政策調整監の項、エネルギー政策監の項及び広域交流監の項を削り、同表庁舎・財産管理監の項中「庁舎・財産管理監」を「資産運用管理監」に、「庁舎及び公有財産」を「資産運用」に改め、同表青少年対策審議監の項を削り、同表女性政策審議監の項中「女性政策審議監」を「男女共同参画審議監」に、「女性政策」を「男女共同参画施策」に改め、同表地域改善調整監の項中「同和課」を「同和室」に改め、同表青少年調整監の項中「青少年・私学課」を「青少年育成課」に改め、同表雇用調整監の項中「雇用支援課」を「雇用支援室」に改め、同表健康長寿推進監の項を削り、同表

食品監視監の項中「業務食品課」を「健康福祉政策課」に改め、同表中情報化審議監の項、広域連携推進監の項及びマルチメディア推進監の項を削り、同表紀勢道調整監の項の次に次のように加える。

公共土木施設維持管理監	県土整備部道路保全課	上司の命を受けて公共土木施設の維持管理に関する事務を処理する。
-------------	------------	---------------------------------

第二十五条第四項の表中総括検査指導監の項、出納監の項及び検査指導監の項を削り、部付の項の次に次のように加える。

局付	必要な局	上司の命を受けて局の特定の事務を処理する。
----	------	-----------------------

第二十五条第四項の表に次のように加える。

室付	必要な室	上司の命を受けて室の特定の事務を処理する。
----	------	-----------------------

第二十五条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、必要な部若しくは局に次の表の上欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職の職務は、同表の下欄に定めるとおりとする。

職	職	務
総括マネージャー	上司の命を受けて、特定分野における調整に関する事務を処理する。	
マネージャー	上司の命を受けて、特定施策における調整に関する事務を処理する。	

第二十七条第二項中「の部にあつては、その部、科学技術振興センターの所及びセンターにあつては、その所及びセンター」を「及び科学技術振興センターにあつては、その部」に、「出張所、分室、分場、センター、試験地及び連絡所」を「室及び分室」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

(内部組織)

第三十一条 次の表の上欄に掲げる県民局企画調整部に、同表の下欄に掲げる室を設置する。

北勢県民局企画調整部	県民の声北勢相談室
津地方県民局企画調整部	県民の声津地方相談室
松阪地方県民局企画調整部	県民の声松阪地方相談室
南勢志摩県民局企画調整部	県民の声南勢志摩相談室
伊賀県民局企画調整部	県民の声伊賀相談室
紀北県民局企画調整部	県民の声紀北相談室
紀南県民局企画調整部	県民の声紀南相談室

第三十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十号中「法律」の下に「(平成四年法律第七十六号)」を加え、同号を同項第十九号とし、同項中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 北勢県民局企画調整部県民の声北勢相談室、津地方県民局企画調整部県民の声津地方相談室、松阪地方県民局企画調整部県民の声松阪地方相談室、南勢志摩県民局企画調整部県民の声南勢志摩相談室、伊賀県民局企画調整部県民の声伊賀相談室、紀北県民局企画調整部県民の声紀北相談室及び紀南県民局企画調整部県民の声紀南相談室の分掌事務は、次のとおりとする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十八条第一項第十一号中「中小企業近代化資金等助成法に基づき」を削る。

第三十九条中第四十五号を第四十六号とし、第二十六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事。

第四十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十八条第二項を削る。

第五十条第二号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第五号中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改める。

第三章第四節第二款を次のように改める。

第二款 科学技術振興センター

第一目 科学技術振興センターの設置

(設置)

第七十六条 科学技術の振興及び試験研究の総合調整に関する事務を分掌させるため、科学技術振興センターを設置する。

2 科学技術振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
三重県科学技術振興センター	四日市市

3 科学技術振興センターに次のとおり部を設ける。

名 称	位 置
総合研究企画部	四日市市
保健環境研究部	四日市市
工業研究部	津市
農業研究部	一志郡嬭野町
畜産研究部	一志郡嬭野町
林業研究部	一志郡白山町
水産研究部	志摩郡浜島町

第二目 科学技術振興センター総合研究企画部

(分掌事務)

第七十七条 科学技術振興センター総合研究企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 科学技術振興センター内職員の身分取扱いに関する事。
- 二 科学技術振興センター内の予算、経理及び決算に関する事。
- 三 科学技術振興センター内の広聴及び広報の連絡に関する事。
- 四 科学技術政策の総合企画及び調整に関する事。
- 五 科学技術に係る試験研究の総合企画及び調整に関する事。
- 六 プロジェクト研究の推進に関する事。
- 七 産学官の研究及び交流に関する事。
- 八 研究評価に関する事。
- 九 みえサイエンス・アカデミーに関する事。
- 十 研究員の資質向上に関する事。
- 十一 特許等の取得に関する事。
- 十二 学園都市センターの管理運営に関する事。

十三 その他科学技術の振興に関すること。

第三目 科学技術振興センター保健環境研究部
(分掌事務)

第七十八条 科学技術振興センター保健環境研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 保健衛生及び環境保全に係る試験研究の企画並びに調整に関すること。
- 二 感染症情報その他公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 三 保健事象の疫学的試験研究に関すること。
- 四 細菌等の試験研究及び検査に関すること。
- 五 ウイルス、リケッチャ等の試験研究及び検査に関すること。
- 六 原虫等の試験研究及び検査に関すること。
- 七 感染症に係る分子生物学的な試験研究に関すること。
- 八 病理学的及び臨床医学的試験研究並びに検査に関すること。
- 九 医薬品、化粧品、家庭用品等の安全性及び有効性に係る試験研究並びに検査に関すること。
- 十 食品、食品添加物、食品汚染物、生体試料等の理化学的試験研究及び検査に関すること。
- 十一 毒物、劇物、麻薬等の理化学的試験研究及び検査に関すること。
- 十二 飲料水、温泉水等の試験研究及び検査に関すること。
- 十三 放射能の試験研究及び検査に関すること。
- 十四 大気環境の保全に係る試験研究に関すること。
- 十五 大気汚染物質の試験研究及び検査に関すること。
- 十六 水環境の保全に係る試験研究に関すること。
- 十七 水質汚濁物質の試験研究及び検査に関すること。
- 十八 水質汚濁に係る廃棄物、底質、生物等の試験研究及び検査に関すること。
- 十九 土壌汚染に係る試験研究及び検査に関すること。
- 二十 廃棄物資源化技術の試験研究に関すること。
- 二十一 悪臭物質の試験研究に関すること。
- 二十二 騒音振動に係る試験研究に関すること。
- 二十三 その他保健衛生及び環境保全に係る試験研究に関すること。
- 二十四 保健衛生及び環境保全に係る研修指導の企画並びに技術的援助に関すること。

第七十九条及び第八十条 削除

第四目 科学技術振興センター工業研究部

(内部組織)

第八十一条 科学技術振興センター工業研究部に次のとおり室を置く。

名 称	位 置
科学技術振興センター工業研究部金属研究室	桑名市
科学技術振興センター工業研究部窯業研究室	四日市市

2 科学技術振興センター工業研究部窯業研究室に次のとおり分室を置く。

名 称	位 置
科学技術振興センター工業研究部窯業研究室伊賀分室	阿山郡阿山町

(科学技術振興センター工業研究部の分掌事務)

第八十二条 科学技術振興センター工業研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 工業の試験研究に係る企画及び調整に関すること。
- 二 知的所有権センター事業に関すること。

- 三 産業技術の実態調査及び技術相談に関すること。
 - 四 資料の収集及びインターネット等による技術情報の提供に関すること。
 - 五 新製品開発の試験研究及び技術支援に関すること。
 - 六 福祉用具の開発に関すること。
 - 七 共同研究施設の運営に関すること。
 - 八 ユニバーサルデザインの試験研究及び技術支援に関すること。
 - 九 繊維技術の試験研究及び技術支援に関すること。
 - 十 環境保全技術及び環境調和型工業材料の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十一 食品及び生物資源の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十二 発酵食品の試験研究及び技術支援に関すること。
 - 十三 高分子材料及び成形技術の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十四 土木建築材料及び製造技術の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十五 機械及び機械部品並びにその加工技術の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十六 金属材料及びその加工技術の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十七 電子制御、電子デバイス及びコンピュータ利用の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 十八 リグニン誘導体を利用した新材料開発に関すること。
 - 十九 薬事関連の試験研究及び技術支援に関すること。
- (工業研究部各室の分掌事務)

第八十三条 工業研究部金属研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 金属材料の試験研究及び技術支援に関すること。
 - 二 金属加工技術の試験研究及び技術支援に関すること。
 - 三 金属工業技術者の育成に関すること。
- 2 工業研究部窯業研究室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 窯業原材料及び製品の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 二 窯業製品の開発及びデザインの研究に関すること。
 - 三 窯業技術者の育成に関すること。
- 四 窯業技術に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 3 工業研究部窯業研究室伊賀分室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 陶磁器原材料及び製品の試験研究並びに技術支援に関すること。
 - 二 伊賀焼製品の開発に関すること。
 - 三 陶磁器技術者の育成に関すること。

第五目 科学技術振興センター農業研究部

(内部組織)

第八十四条 科学技術振興センター農業研究部に次のとおり室を置く。

名	称	位	置
科学技術振興センター農業研究部茶業研究室		亀山市	
科学技術振興センター農業研究部伊賀農業研究室		上野市	
科学技術振興センター農業研究部紀南果樹研究室		南牟婁郡御浜町	

(科学技術振興センター農業研究部の分掌事務)

第八十五条 科学技術振興センター農業研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農業試験研究に係る企画調整及び情報提供に関すること。
- 二 地域農業の活性化に係る試験研究に関すること。
- 三 土壌及び肥料に係る試験研究に関すること。
- 四 農作物の病害及び虫害に係る試験研究に関すること。

- 五 有機性廃棄物の循環利用に係る試験研究に関する事。
- 六 主要農作物及び特用作物に係る試験研究に関する事。
- 七 園芸作物に係る試験研究に関する事。
- 八 水稻及び園芸作物に係る新品種開発研究に関する事。
- 九 主要農作物等原種生産に関する事。
- 十 バイオテクノロジー等先端技術に係る試験研究に関する事。

(農業研究部各室の分掌事務)

第八十六条 農業研究部茶業研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 茶の栽培及び製造に係る試験研究に関する事。
- 二 南勢地域の茶に係る試験研究に関する事。
- 2 農業研究部伊賀農業研究室の分掌事務は、主要農作物の栽培、原種生産及びブドウに係る試験研究に関する事とする。
- 3 農業研究部紀南果樹研究室の分掌事務は、かんきつ等果樹に係る試験研究に関する事とする。

第六目 科学技術振興センター畜産研究部

(分掌事務)

第八十七条 科学技術振興センター畜産研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 畜産試験研究に係る企画調整及び情報提供に関する事。
- 二 乳牛、肉牛、豚及び鶏に係る試験研究に関する事。
- 三 家畜の改良繁殖に係る試験研究に関する事。
- 四 飼料に係る試験研究に関する事。
- 五 有機性廃棄物の循環利用に係る試験研究に関する事。

第八十八条から第九十六条まで 削除

第七目 科学技術振興センター林業研究部

(分掌事務)

第九十七条 科学技術振興センター林業研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 林業試験研究に係る企画調整及び情報提供に関する事。
- 二 育種、育苗及び育林に係る試験研究に関する事。
- 三 森林生態に係る試験研究に関する事。
- 四 林業経営及び林業機械に係る試験研究に関する事。
- 五 採種園及び採穂園の管理に関する事。
- 六 森林保護及び防災に係る試験研究に関する事。
- 七 特用林産に係る試験研究に関する事。
- 八 林産物の加工に係る試験研究に関する事。
- 九 森林の公益的機能に係る試験研究に関する事。
- 十 林業に係る物件の分析等に関する事。

第八目 科学技術振興センター水産研究部

(内部組織)

第九十八条 科学技術振興センター水産研究部に次のとおり室を置く。

名 称	位 置
科学技術振興センター水産研究部鈴鹿水産研究室	鈴鹿市
科学技術振興センター水産研究部尾鷲水産研究室	尾鷲市

(分掌事務)

第九十九条 科学技術振興センター水産研究部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水産試験研究に係る企画及び調整に関する事。
- 二 漁海況及び資源に係る調査研究情報に関する事。
- 三 種苗放流技術に係る調査研究に関する事。

- 四 漁船漁業に係る調査研究に関すること。
- 五 沿岸漁場の整備開発に係る試験研究に関すること。
- 六 漁具及び漁法の試験研究に関すること。
- 七 水産物の利用及び加工に係る試験研究に関すること。
- 八 漁場生産力の試験研究に関すること。
- 九 漁場環境の調査研究に関すること。
- 十 増養殖技術に係る試験研究に関すること。
- 十一 人工種苗の育種に関すること。
- 十二 栽培漁業センターの指導に関すること。
- 十三 調査船の運営及び維持管理に関すること。

(水産研究部各室の分掌事務)

第百条 水産研究部鈴鹿水産研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 伊勢湾内における増殖の実用化に係る試験研究に関すること。
- 二 のり養殖に係る試験研究に関すること。
- 三 水生生物の生態系保全及び河川環境保全に係る試験研究に関すること。
- 2 水産研究部尾鷲水産研究室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 かん水養殖の実用化に係る試験研究に関すること。
 - 二 魚類の病害対策に係る調査研究に関すること。
- 第百四条第一項第三号中「消費生活用製品安全法」の下に「昭和四十八年法律第三十一号」を加える。
- 第百五十七条第二項第三号を次のように改める。
 - 三 経理に関すること（農業大学校及び病害虫防除所に係るものを含む。次号において同じ。）。
- 第百五十七条第二項第四号から第七号までを削り、同項第九号中「及び保管」を削り、同号を同項第四号とする。

第百六十五条第一項の表中

総務課長	県民局県税部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
------	--------	----------------------------

を

納税管理課長	県民局県税部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
総務課長	必要な部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。

に、

税務管理課長	県民局県税部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
--------	--------	----------------------------

を

課税一課長	県民局県税部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
課税二課長	県民局県税部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
健康長寿推進監	紀南県民局保健福祉部	上司の命を受けて健康長寿社会の推進に関する事務を処理する。

に、

総務課長	県民局農政部、農林商工部及び農林水産商工部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。
検査金融課長	県民局農政部、農林商工部及び農林水産商工部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。

を

検査課長	県民局農政部、農林商工部及び農林水産商工部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。	に改め、
------	-----------------------	----------------------------	------

同表農業基盤整備二課長の項の次に次のように加える。

経営普及課長	県民局農政部、農林商工部及び農林水産商工部	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。
技術普及課長	県民局農政部、農林商工部及び農林水産商工部	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。
鈴鹿普及課長	北勢県民局農林商工部	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。

第百六十五条第一項の表中

総務課長	県民局建設部	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。	を
維持管理課長	県民局建設部	上司の命を受けて土木施設の維持管理に関する事務を処理する。	

維持管理課長	県民局建設部	上司の命を受けて土木施設の維持管理に関する事務を処理する。	に改める。
--------	--------	-------------------------------	-------

第百六十五条第二項の表部長の項の次に次のように加える。

副部長	必要な地域機関	部長を補佐して、あらかじめ定められた事務について、部下職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
-----	---------	--

第百六十五条第三項の表総務課長の項の次に次のように加える。

納税管理課長	県税事務所	上司の命を受けて県税の収納管理に関する事務を処理する。
--------	-------	-----------------------------

第百六十五条第三項の表中

税務管理課長	紀州県税事務所	上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を処理する。	を
--------	---------	----------------------------	---

課税一課長	県税事務所	上司の命を受けて県税の課税に関する事務を処理する。	に改める。
課税二課長	県税事務所	上司の命を受けて県税の課税に関する事務を処理する。	

第百六十五条第三項の表事務次長の項の次に次のように加える。

経営普及課長	地域農業改良普及センター	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。
技術普及課長	地域農業改良普及センター	上司の命を受けて農業改良普及に関する事務を処理する。

第百六十五条第三項の表総括研究員の項、主幹研究員の項、主任研究員の項及び研究企画監の項中「科学技術振興センター」の下に「の部」を加え、同項の次に次のように加える。

ナレッジ研究推進監	科学技術振興センター 総合研究企画部	上司の命を受けて先導的な新規研究の企画立案に関する事務を処理する。
プロジェクト研究推進監	科学技術振興センター 総合研究企画部	上司の命を受けてプロジェクト研究の調整及び推進に関する事務を処理する。

第百六十五条第三項の表精度管理監の項中「保健環境研究所」を「保健環境研究部」に改め、同表専門技術員の項を削り、同表船長の項及び機関長の項中「水産技術センター」を「水産研究部」に改め、同条第五項中「県民局」の下に「及び科学技術振興センター」を加える。

第百七十四条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第百七十八条第一項の表第二号の項中「林業技術センター」を「林業研究部」に、「森林病害虫等防除員」を「森林害虫防除員」に改め、同表第十号の項中「農業技術センター」を「畜産研究部」に改め、同表第十五号の項中「農業技術センター」を「農業研究部」に改め、同条第二項の表第二号の項中「及び保健所支所」を削り、同表第三号の項中欄を次のように改める。

- 一 県土整備部建築住宅課の課長及び建築指導監
- 二 県民局建設部の建築課長
- 三 県民局建設部において建築業務に従事する主幹（前号の職員に事故がある場合又は欠けた場合に限る。）
- 四 県民局建設部において建築業務に従事する主査（建築基準法第六条第一項第四号の建築物について前二号の職員に事故がある場合又は欠けた場合に限る。）

第百七十九条第一項第八号中「総務課」を「出納総務課」に改め、同条第二項の表中「生活部各課」を「生活部各課室」に、「出納局総務課」を「出納局出納総務課」に、「総務課を除く出納局各課」を「出納局財務会計課」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 生活部生活課に勤務を命ぜられた職員のうち、予算経理業務に従事するものは、生活部各課室（生活課を除く。）の相当の職に兼務を命ぜられたものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2 工業等に係る試験研究機関使用料及び手数料徴収条例施行規則の一部改正

工業等に係る試験研究機関使用料及び手数料徴収条例施行規則（昭和三十三年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県科学技術振興センター工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則

第一条中「工業等に係る試験研究機関使用料及び手数料徴収条例」を「三重県科学技術振興センター工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例」に改める。

第一条第一項第一号中「工業技術総合研究所」を「工業研究部」に、「各センター」を「各室」に改め、同項第二号中「工業技術総合研究所窯業センター」を「工業研究部窯業研究室」に改め、同項第三号中「工業技術総合研究所金属センター」を「工業研究部金属研究室」に改める。

第一号様式中「工業技術総合研究所長」を「工業研究部長」に、「工業等に係る試験研究機関使用料及び手数料徴収条例施行規則」を「三重県科学技術振興センター工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則」に改める。

第二号様式中「工業技術総合研究所長」を「工業研究部長」に改める。

第三号様式中「工業技術総合研究所長」を「工業研究部長」に、「工業等に係る試験研究機関使用料及び手数料徴収条例施行規則」を「三重県科学技術振興センター工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則」に改める。

(三重県鶏の経済能力検定期則の一部改正)

3 三重県鶏の経済能力検定期則（昭和四十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業技術センター」を「畜産研究部」に改める。

第三条第二項中「農業技術センター所長」を「畜産研究部長」に、「所長」を「部長」に改める。

第四条から第六条までの規定、第九条、第十一条及び第十三条中「所長」を「部長」に改める。
第二号様式中「所長」を「畜産研究部長」に改める。

- 4 (三重県財政状況の公表に関する条例施行規則の一部改正)
三重県財政状況の公表に関する条例施行規則(昭和二十三年三重県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「総務部財政課」を「総務局予算調整課」に改める。
 - 第二条中「振興事務所」を「企画調整部」に改める。
 - 第三条中「振興事務所長」を「企画調整部長」に改める。(三重県情報公開審査会規則の一部改正)
- 5 三重県情報公開審査会規則(昭和六十三年三重県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第四条中「生活課」を「情報公開室」に改める。(三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部改正)
- 6 三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成十年三重県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
 - 第四条中「生活課NPO室」を「NPO室」に改める。(三重県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)
- 7 三重県青少年健全育成条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第五条第一号及び第七条第二項中「青少年・私学課」を「青少年育成課」に改める。(国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正)
- 8 国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則(平成二年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第二条第一項中「国際課」を「国際室」に改める。
 - 第四条第四項中「国際課長」を「国際室長」に、「課長」を「室長」に改める。
 - 第五条第二項及び第八条第一項中「課長」を「室長」に改める。(三重県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
- 9 三重県公衆衛生修学資金貸与条例施行規則(昭和四十三年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
 - 第七条中「三重県立看護学院条例(昭和三十九年三重県条例第三十号)」を「三重県立看護大学条例(平成八年三重県条例第四十号)」に、「三重県行政組織規程(昭和三十三年三重県規則第五十号)第五条第一項第四号に規定する課」を「三重県行政組織規程(平成十年三重県規則第三十五号)第七条第一項に規定する各課」に、「第百二十七条に規定する三重県衛生研究所」を「第七十六条に規定する三重県科学技術振興センター保健環境研究所」に改める。
 - (衛生試験検査等の手続に関する規則の一部改正)
- 10 衛生試験検査等の手続に関する規則(昭和三十五年三重県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「保健環境研究所」を「保健環境研究所」に改める。
 - 第六条中「三重県保健所手数料条例」の下に「昭和三十三年三重県条例第十四号」を加え、「三重県科学技術振興センター保健環境研究所手数料条例」を「三重県科学技術振興センター衛生試験手数料条例(昭和二十八年三重県条例第四号)」に改める。
 - 第二号様式及び第三号様式中「和倫補補第第第第第第」を「和倫補補第第第第第第」に改める。(主要農作物種子審査規則の一部改正)
- 11 主要農作物種子審査規則(昭和五十年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。
 - 第二条第二号中「農業技術センター」を「農業研究部」に改める。(三重県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)
- 12 三重県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第十二条第二項中「出納局総務課」を「出納局出納総務課」に改める。(三重県会計規則の一部改正)
- 13 三重県会計規則(昭和三十九年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
 - 第三条第二項中「出納課長」を「出納総務課長」に、「総務課」を「出納総務課」に改める。
 - 第三条の二中「出納課長」を「出納総務課長」に改める。(電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部改正)
- 14 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則(昭和四十三年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「選挙管理委員会」を「選挙管理委員会事務局」に、「出納局総務課長」を「総務局政策評価推進課長」に改める。

(三重県国有自動車等管理規則の一部改正)

15 三重県国有自動車等管理規則(昭和四十六年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「総務課」を「出納総務課」に改め、同条第三項中「総務課長」を「出納総務課長」に改める。

第五号様式中「総務課長」を「出納総務課長」に改める。

(三重県物品調達規則の一部改正)

16 三重県物品調達規則(平成十三年三重県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条から第六条までの規定中「総務課長」を「出納総務課長」に改める。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第五十三号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則(昭和四十四年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

第十三条第一項中「第十二号様式」を「第十一号様式」に改める。

第十四条中「証紙収入実績報告書(第十三号様式)を作成し」を「証紙収入実績を」に、「提出」を「報告」に改める。

別表第一中第二の項を次のように改める。

二 三重県科学技術振興センター衛生試験手数料条例(昭和二十八年三重県条例第四号)第二条に規定する手数料

別表第一第三の項中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同表中第二十六の項を削り、第二十七の項を第二十六の項とし、第二十八の項から第三十三の項までを一項ずつ繰り上げ、第三十四の項を削る。

第一号様式中「(半径250mの範囲)」を削る。

第三号様式の二中「第3号様式の2」を「第3号様式の2(第6条関係)」に改め、「(半径250mの範囲)」を削る。

第七号様式から第九号様式までの規定中「総務課長」を「出納総務課長」に改める。

第十一号様式を削り、第十二号様式を第十一号様式とし、第十三号様式を削る。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(昭和四十一年三重県条例第二十九号)に基づき、三重県人事委員会規則七・四(職員の特種勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳

三重県人事委員会規則七・四(職員の特種勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七・四(職員の特種勤務手当に関する規則)の一部を次のように改正する。
別表第一の表中「税務課」を「税務政策課」に改める。

別表第四の表中「保健環境研究所」を「保健環境研究部」に、「工業技術総合研究所」を「工業研究部」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)に基づき、三重県人事委員会規則七・一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳

三重県人事委員会規則七・一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七・一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「課長(支給割合が百分の十八と定められているものを除く。)」を

「課長(支給割合が百分の十八と定められているものを除く。)

生活部室長(困難な業務を行うものに限る。)」に、

「課室長(支給割合が百分の十七と定められているものを除く。)」を

「生活部室長(支給割合が百分の十七と定められているものを除く。)

課室長(支給割合が百分の十七と定められているものを除く。)」に改め、「出納監」を削り、

工業技術総合研究所長
農業技術センター所長

百分の二十
(人事委員会が特に
認める場合にあつ
ては、百分の二十三)

保健環境研究所長

林業技術センター所長

水産技術センター所長

参事

を

保健環境研究所次長

工業技術総合研究所次長

農業技術センター次長

林業技術センター次長

水産技術センター次長

参事

百分の二十

総合研究企画部部長

保健環境研究部部長

工業研究部部長

農業研究部部長

畜産研究部部長

林業研究部部長

水産研究部部長

に、

総合研究企画部副部長

保健環境研究部副部長

工業研究部副部長

農業研究部副部長

畜産研究部副部長

林業研究部副部長

水産研究部副部長

「小児心療センターあすなろ学園管理部長」を「小児心療センターあすなろ学園管理部長・医療部長」に改め、
総合保健センター診療部長

人事委員会事務局の項中「百分の二十二(人事委員会が特に認める場合にあつては、百分の二十五)」を「百分の二十五」に、「百分の十五」を「百分の二十二」に改め、教育委員会事務局の項中「鈴鹿青少年センター所長」及び「齋宮歴史博物館次長」を削り、警察の項中「監察官室長」を「上席監察官」に改め、「上席監察官」を削る。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の別表警察の項の規定は、平成十三年三月二十六日から適用する。

三重県人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき三重県人事委員会規則二・四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳

三重県人事委員会規則二・四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則二・四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「青少年対策審議監 女性政策審議監」を「男女共同参画審議監」に改め、「情報化審議監」、「政策調整監」、「エネルギー政策監」及び「広域交流監」を削り、「庁舎・財産管理監」を「資産運用管理監」に改め、「健康長寿推進監」、「健康対策監」、「広域連携推進監」及び「マルチメディア推進監」を削り、「紀勢道調整監」を「紀勢道調整監 公共土木施設維持管理監」に、「課長補佐」を「課（室）長補佐」に、「税務課」を「税務政策課」に、「庁舎管理担当のものに限る。」を「庁舎管理担当のものに限る。」。勤労福祉課主幹又は主査（人事担当のグループリーダーに限る。）を「出納総務課主幹又は主査（人事担当のグループリーダーに限る。）に、「組織及び行政システム改革」を「組織、行政システム改革及び法務」に改め、同表出納局の項中「出納監 検査指導監」を削り、「総務課主幹」を「出納総務課主幹及び主査」に、「出納課主幹又は主査（歳計現金を管理するグループリーダーに限る。）」を「出納総務課主幹又は主査（歳計現金を管理するグループリーダーに限る。）」に改める。

別表第二中「保健福祉部 部長 支所長 副部長 保健監 福祉監 児童監 健康長寿推進監 副参事」を「保健福祉部 部長 副部長 保健監 福祉監 児童監 健康長寿推進監 副参事」に、「下水道部 部長 次長」を「下水道部 部長 次長 副参事」に、

「科学技術振興センター」 所長 次長 研究企画監 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

保健環境研究所 所長 次長 精度管理監 総括研究員

工業技術総合研究所 所長 次長 総括研究員 場長

農業技術センター 所長 参事 次長 総括研究員 場長

林業技術センター 所長 次長

水産技術センター 所長 次長 総括研究員 分場長

「科学技術振興センター」 所長 次長 副参事 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

総合研究企画部 部長 副部長 研究企画監 ナレッジ研究推進監 プロジェクト研究推進監

保健環境研究部 部長 副部長 研究企画監 精度管理監 総括研究員

工業研究部 部長 副部長 研究企画監 総括研究員 室長

農業研究部 部長 副部長 研究企画監 総括研究員 室長

畜産研究部 部長 副部長 研究企画監 総括研究員

林業研究部 部長 副部長 研究企画監 総括研究員

水産研究部 部長 副部長 研究企画監 総括研究員 室長

「公衆衛生学院 院長 事務長」を「公衆衛生学院 院長 事務長 副参事」に、

「美術館 館長 主幹（人事担当のものに限る。）」

鈴鹿青少年センター 所長 主幹（人事担当のものに限る。）

「美術館 館長 主幹（人事担当のものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。



三重県告示第百八十七号

三重県農業技術センター産卵能力検定規程等の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭
三重県農業技術センター産卵能力検定規程等の一部を改正する告示

(三重県農業技術センター産卵能力検定期程の一部改正)

第一条 三重県農業技術センター産卵能力検定期程(昭和七年三重県告示第千七百七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県科学技術振興センター畜産研究部産卵能力検定期程

第一条中「三重県農業技術センター所長(以下「所長」といふ。)」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部長(以下「部長」といふ。)」に改める。

第四条中「所長」を「部長」に改める。

第五条第一項中「所長」を「部長」に改め、同条第二項中「三重県農業技術センター(以下「センター」といふ。)」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部(以下「部」といふ。)」に改め、同条第三項中「所長」を「部長」に改める。

第六条中「所長」を「部長」に改める。

第七条及び第八条中「センター」を「部」に改める。

第十条第一項中「所長」を「部長」に改め、第二項中「場長」を「部長」に改める。

第十一条第一項中「所長」を「部長」に改める。

第一号様式中「三重県農業技術センター所長 殿」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部長 様」に改める。

(三重県指定原種豚場および原種鶏場設置要綱の一部改正)

第二条 三重県指定原種豚場および原種鶏場設置要綱(昭和三十年三重県告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三重県農業技術センター」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部」に改める。

第三条第二項中「所轄県事務所または農業事務所」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部」に改める。

第六条第二項中「三重県農業技術センター所長(以下「所長」といふ。)」を「三重県科学技術振興センター畜産研究部長(以下「部長」といふ。)」に改め、同条第三項中「所長」を「部長」に改める。

第一号様式中「三重県知事 殿」を「三重県知事 様」に「指定をうけたく」を「指定を受けたいので」に改める。

第四号様式中「指定する」を「指定します」に改め、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

監 照

この通知は、平成十三年四月一日から施行する。

三重県告示第188号

食品衛生法の規定による検査施設を指定(昭和28年三重県告示第525号)の一部を次のとおり改正し、平成13年4月1日から施行します。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

「三重県畜産技術振興センター保健環境研究所」を「三重県畜産技術振興センター保健環境研究所」に改める。

人事委 告 示

三重県人事委員会告示第2号

労働基準法による適用事業所分類表の決定(平成11年三重県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から施行します。

平成13年3月30日

三 重 県 人 事 委 員 会 委 員 長 古 市 直 巳

表の6の項及び7の項を次のように改める。

6	科学技術振興センター(農業研究部及び林業研究部に限る。)
7	科学技術振興センター(水産研究部及び畜産研究部に限る。)

表の12の項中「科学技術振興センター、保健環境研究所、工業技術総合研究所」を「科学技術振興センター(総合研究企画部、保健環境研究部及び工業研究部に限る。)」に改める。

訓 令

三重県訓令第4号

庁 中 一 般
地 域 機 関

その他職員の職名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

その他職員の職名に関する規程の一部を改正する訓令

その他職員の職名に関する規程(昭和36年三重県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「主任技術員」を「総括技術員、主任技術員」に改める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

三重県文書規程の一部を改正する訓令

三重県文書規程(昭和63年三重県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

	「人 権 室(人 権)	
	同 和 室(同)	
「同 和 課(同)	情 報 公 開 室(情 開)	に、
	青 少 年 ・ 私 学 課(青 私) を	
	男 女 共 同 参 画 室(男 女 共)	
「国 際 課(国 際)」	交 通 安 全 室(交 安)	
	私 学 振 興 室(私 学)」	
	「雇 用 支 援 室(雇)	
	職 業 能 力 開 発 室(職 能)	
「雇 用 支 援 課(雇)」を	青 少 年 育 成 課(青 少 年) に、	に、
	国 際 室(国 際)	
	N P O 室(N P O)」	
「総 務 課(出 総)	「出 納 総 務 課(出 総)	に改める。
	出 納 課(出 納)」 を	
	財 務 会 計 課(出 財)」	

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

三重県訓令第6号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和53年三重県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中第 4 号の項を削り、同表第 5 号の項機関の欄中「薬務食品環境課」を「薬務食品課」に改め、同項を同表第 4 号の項とし、同表中第 6 号の項を第 5 号の項とし、第 7 号の項から第 9 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 10 号の項第 3 号の次に次のように加え、同項を第 9 号の項とする。

(4) 無 線 通 信 士	作 業 服 (上)	1	2
	作 業 服 (下)	1	1

別表の 1 の(1)の表中第 11 号の項を第 10 号の項とし、第 12 号から第 15 号の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表の 1 の(2)の表第 9 号の項機関の欄中「保健環境研究所」を「保健環境研究部」に改め、同表第 10 号の項機関の欄中「工業技術総合研究所」を「工業研究部」に改め、同表第 11 号の項機関の欄を次のように改める。

11 科学技術振興センター 農業研究部 (総務企画グループを除く。)

別表の 1 の(2)の表中第 31 号の項を削り、第 30 号の項を第 31 号の項とし、第 15 号の項から第 29 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 14 号の項機関の欄中「看護短期大学」を削り、同項を同表第 15 号の項とし、同表第 13 号の項機関の欄中「水産技術センター」を「水産研究部」に改め、同項第 3 号を削り、同項を同表第 14 号の項とし、同表第 12 号の項機関の欄中「林業技術センター」を「林業研究部」に改め、同項を同表第 13 号の項とし、同表第 11 号の項の次に次のように加える。

12 科学技術振興センター 畜産研究部	技 術 吏 員	作 業 服 (上)	1	2
		作 業 服 (下)	1	1
		又 是		
		白 衣	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	2
		又 是		
	地 下 た び	1	1	

別表の 2 の表第 5 号の項機関の欄中「農業技術センター」を「農業研究部」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号職員の欄中「及び(2)」を削り、同号を第 2 号とし、同表中第 10 号の項を第 11 号の項とし、第 9 号の項を第 10 号の項とし、第 8 号の項を第 9 号の項とし、同表第 7 号の項機関の欄中「水産技術センター」を「水産研究部」に改め、同項第 1 号職員の欄中「(1)試験研究技術員」を「試験研究技術員」に改め、「(海務に従事する者)」を削り、同項第 2 号を削り、同項を同表第 8 号の項とし、同表第 6 号の項機関の欄中「林業技術センター」を「林業研究部」に改め、同項を同表第 7 号の項とし、同表第 5 号の項の次に次のように加える。

6 科学技術振興センター 畜産研究部	(1) 試 験 研 究 技 術 員 (機械操作業務に従事する者)	作 業 服 (上)	1	1
		作 業 服 (下)	1	0.5
		夏 シ ャ ツ	1	1
		安 全 靴	1	3
		雨 ガ ッ パ	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		防 寒 服	1	5
	帽 子 (保護帽)	1	5	
	運 動 靴	1	1	
	(2) 試 験 研 究 技 術 員 (1)に掲げる者を除く。)	作 業 服 (上)	1	1
		作 業 服 (下)	1	0.5
		夏 シ ャ ツ	1	1
		雨 ガ ッ パ	1	2
		帽 子	1	2
ゴ ム 長 靴		1	0.5	
防 寒 服		1	5	

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年3月30日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862